

広島県告示第三百八十号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第七條第一項の規定によつて、次のとおり農地保有合理化事業の実施に関する規程を承認した。

平成二十年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

承認を受けた農地 保有合理化法人の名称	承認に係る農地 保有合理化事業の種類	承認年月日
安芸高田市	法第四條第二項第一号及び第四号に掲げる事業	平成二〇年三月一四日